

登録教習機関の登録の公示について

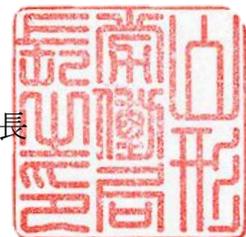
下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第1号、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	株式会社新庄砕石工業所
登録教習機関の住所	山形県新庄市十日町1574番地の3
代表者の職氏名	代表取締役 柿崎武男
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	石男くんトレーニングセンター 山形県新庄市金沢字関屋4504番地1
行うことができる技能講習及び登録番号	フォークリフト運転技能講習 第102号
登録年月日	令和8年2月3日
登録の有効期間の満了日	令和13年2月2日

令和8年2月3日

山形労働局長



登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第1号、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	株式会社新庄砕石工業所
登録教習機関の住所	山形県新庄市十日町1574番地の3
代表者の職氏名	代表取締役 柿崎武男
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	石男くんトレーニングセンター 山形県新庄市金沢字関屋4504番地1
行うことができる技能講習及び登録番号	車両系建設機械（整地、運搬、積込み用及び掘削用） 運転技能講習 第103号
登録年月日	令和8年2月3日
登録の有効期間の満了日	令和13年2月2日

令和8年2月3日

山形労働局長



登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第1号、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	株式会社新庄砕石工業所
登録教習機関の住所	山形県新庄市十日町1574番地の3
代表者の職氏名	代表取締役 柿崎武男
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	石男くんトレーニングセンター 山形県新庄市金沢字関屋4504番地1
行うことができる技能講習及び登録番号	車両系建設機械（解体用）運転技能講習 第104号
登録年月日	令和8年2月3日
登録の有効期間の満了日	令和13年2月2日

令和8年2月3日

山形労働局長



登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第1号、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	株式会社新庄砕石工業所
登録教習機関の住所	山形県新庄市十日町1574番地の3
代表者の職氏名	代表取締役 柿崎武男
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	石男くんトレーニングセンター 山形県新庄市金沢字関屋4504番地1
行うことができる技能講習及び登録番号	高所作業車運転技能講習 第105号
登録年月日	令和8年2月3日
登録の有効期間の満了日	令和13年2月2日

令和8年2月3日

山形労働局長

